

~平成17年4月に「特別障害給付金制度」が創設されました~

この制度は、国民年金の任意加入期間に未加入であったため障害基礎年金等を受給していない障害者の方に対して創られた制度です。

1. 支給対象となる方

- (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者
であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日（障害の原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日）があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。なお、障害基礎年金等を受給することができる方は対象になりません。

2. 請求の手続きをする窓口

住民課です。請求後の認定事務は社会保険事務局で行います。

3. 給付金の支給について

給付金は、請求月の翌月分から支給されます。ただし、支給決定まで数ヶ月かかる場合がありますので予めご了承ください。

なお、給付金の支給を受けた方は、申請により国民年金保険料の免除を受けることができます。

* くわしくは、住民課（TEL68 - 3115）又は米子社会保険事務所（TEL34 - 6111）へお問合わせください。

~国民年金保険料学生納付特例制度について~

この制度は、収入がない等の理由で保険料を納めることが難しい学生に対して、申請により保険料の納付を猶予し、社会人になってから納めることができる制度です。

1. 対象となる学生

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校等に在学する20歳以上の学生等であって、本人の前年所得が一定額以下の方。

2. 申請の手続きをする窓口

住民課または溝口分庁舎総合窓口課です。申請後の承認事務は社会保険事務所で行います。なお、申請は毎年必要ですので4月に入ったら忘れずにしてください。

3. 申請に必要なもの

在学証明書又は学生証の写し、印鑑（認め）

* くわしくは、住民課（TEL68 - 3115）又は米子社会保険事務所（TEL34 - 6111）へお問合わせください。